## 広島県告示第70号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項（第 42 条第 1 項）の規定によって，次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

この出願に係る願書及び関係図書は，広島県土木局港湾振興課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において，平成25年2月20日までの間，総覧に供する。
なお，この埋立てに関し利害関係を有する者は，縦覧期間満了までに厳島港港湾管理者広島県代表者広島県知事及び広島県知事に意見書を提出することができる。

平成25年1月31日

$$
\begin{array}{cllllllll}
\text { 厳島港港湾管理者 } & \text { 広島県 } & & & \\
\text { 代表者 } & \text { 広島県知事 } & \text { 湯 } & \text { 﨑 } & \text { 英 } & \text { 彦 } \\
\text { 広島県知事 } & \text { 湯 } & \text { 墒 } & \text { 英 } & \text { 彦 } & &
\end{array}
$$

1 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所
（1）名称及び所在地
広島県
広島市中区基町 10 番 52 号
（2）代表者の氏名及び住所
広島県知事 湯 﨑 英 彦
広島市中区上幟町 9 番 11 号
2 埋立区域
（1）位置
（全体）
廿日市市宮島口一丁目9097番 3 及び2621番 3 の地先公有水面
（第1工区）
廿日市市宮島口一丁目2621番3の地先公有水面
（第2 工区）
廿日市市宮島口一丁目9097番 3 及び2621番 3 の地先公有水面
（第3 工区）
廿日市市宮島口一丁目9097番3の地先公有水面
（2）区域
（全体）
次の各地点のらち 1 の地点から 23 の地点までを順次に結んだ線， 23 の地点と 24 の地点 を結ぶ昭和38年12月13日付け広島県指令港第138号で竣功認可された埋立地と公有水面 との境界線（C．D．L．+3.96 m により決定）及び 1 の地点と 24 の地点を結ぶ平成 24 年の春分の満潮位（C．D．L．+3.24 m ）における公有水面と宮島競艇取付堤との境界線により囲 まれた区域

1の地点 広島県廿日市市宮島町大字御山都市公園地頂上石の国土地理院二等三角点

「御山」（北緯34度16分46秒4444，東経132度19分10秒5554，標高529．83m （以下「基点」という））から341度19分35秒 3，848．72mの地点

| 2の地点 | 1の地点から | 116度54分01秒 | 10.00 m の地点 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3の地点 | 2の地点から | 206度54分01秒 | 13．13mの地点 |
| 4の地点 | 3 の地点から | 296度54分01秒 | 4.00 m の地点 |
| 5の地点 | 4の地点から | 206度54分01秒 | 119．90mの地点 |
| 6 の地点 | 5の地点から | 116度54分01秒 | 4.00 m の地点 |
| 7の地点 | 6 の地点から | 206度54分01秒 | 8． 80 m の地点 |
| 8の地点 | 7の地点から | 296度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 9の地点 | 8の地点から | 206度54分01秒 | 8.08 m の地点 |
| 10の地点 | 9の地点から | 116度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 11の地点 | 10の地点から | 206度54分01秒 | 27.00 m の地点 |
| 12の地点 | 11の地点から | 296度54分01秒 | 4.00 m の地点 |
| 13の地点 | 12の地点から | 206度54分01秒 | 8.08 m の地点 |
| 14の地点 | 13の地点から | 116度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 15の地点 | 14の地点から | 206度54分01秒 | 8.80 m の地点 |
| 16の地点 | 15の地点から | 296度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 17の地点 | 16の地点から | 206度54分01秒 | 32.25 m の地点 |
| 18の地点 | 17の地点から | 116度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 19の地点 | 18の地点から | 206度54分01秒 | 8.00 m の地点 |
| 20の地点 | 19の地点から | 296度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 21の地点 | 20の地点から | 206度54分01秒 | 18．14mの地点 |
| 22の地点 | 21の地点から | 116度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 23の地点 | 22の地点から | 206度54分01秒 | 13.28 m の地点 |
| 24の地点 | 23の地点から | 15度53分04秒 | 248.41 m の地点 |

（第1工区）
次の各地点のうち 27 の地点から 23 の地点までを順次に結んだ線及び 27 の地点と 23 の地点とを結ぶ昭和38年12月13日付け広島県指令港第138号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C．D．L．+3.96 m により決定）により囲まれた区域

27の地点
26の地点
25の地点
17の地点
18の地点
19の地点
20の地点

基点から
27の地点から
26の地点から
25の地点から
17の地点から
18の地点から
19の地点から

338度46分47秒
166度57分13秒
116度54分01秒
206度54分01秒
116度54分01秒
206度54分01秒
296度54分01秒

3，742．20mの地点
36.68 m の地点

20．13mの地点
2． 02 m の地点
4． 00 m の地点
8． 00 m の地点
4． 00 m の地点

| 21 の地点 | 20 の地点から | 206 度 54 分01秒 | 18.14 m の地点 |
| :--- | :--- | :--- | ---: |
| 22 の地点 | 21 の地点から | 116 度54分01秒 | 4.00 m の地点 |
| 23 の地点 | 22 の地点から | 206 度 54 分01秒 | 13.28 m の地点 |

（第2 工区）
次の各地点のうち 29 の地点から 27 の地点までを順次に結んだ線及び 29 の地点と 27 の地点とを結ぶ昭和38年12月13日付け広島県指令港第138号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C．D．L．+3.96 m により決定）により囲まれた区域

| 29の地点 | 基点から | 339度45分59秒 | 3， 801.67 m の地点 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 28の地点 | 29の地点から | 116度09分12秒 | 43.85 m の地点 |
| 5の地点 | 28の地点から | 206度54分01秒 | 25.19 m の地点 |
| 6の地点 | 5の地点から | 116度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 7 の地点 | 6 の地点から | 206度54分01秒 | 8.80 m の地点 |
| 8の地点 | 7の地点から | 296度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 9の地点 | 8の地点から | 206度54分01秒 | 8.08 m の地点 |
| 10の地点 | 9の地点から | 116度54分01秒 | 4.00 m の地点 |
| 11の地点 | 10の地点から | 206度54分01秒 | 27.00 m の地点 |
| 12の地点 | 11の地点から | 296度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 13の地点 | 12の地点から | 206度54分01秒 | 8.08 m の地点 |
| 14の地点 | 13の地点から | 116度54分01秒 | 4． 00 m の地点 |
| 15の地点 | 14の地点から | 206度54分01秒 | 8.80 m の地点 |
| 16の地点 | 15の地点から | 296度54分01秒 | 4.00 m の地点 |
| 25の地点 | 16の地点から | 206度54分01秒 | 30.23 m の地点 |
| 26の地点 | 25の地点から | 296度54分01秒 | 20.13 m の地点 |
| 27の地点 | 26の地点から | 346度57分07秒 | 36.68 m の地点 |

（第3工区）
次の各地点のうち 1 の地点から 29 の地点までを順次に結んだ線，29の地点と 24 の地点 を結ぶ昭和38年12月13日付け広島県指令港第138号で竣功認可された埋立地と公有水面 との境界線（C．D．L．+3.96 m により決定）及び 1 の地点と 24 の地点を結ぶ平成 24 年の春分の満潮位（C．D．L．+3.24 m ）における公有水面と宮島競艇取付堤との境界線により囲 まれた区域

| 1 の地点 | 基点から | 341 度 19 分 35 秒 | $3,848.72 \mathrm{~m}$ の地点 |
| ---: | ---: | ---: | ---: |
| 2 の地点 | 1 の地点から | 116 度 54 分01秒 | 10.00 m の地点 |
| 3 の地点 | 2の地点から | 206 度 54 分01秒 | 13.13 m の地点 |
| 4 の地点 | 3の地点から | 296 度 54 分01秒 | 4.00 m の地点 |
| 28 の地点 | 4 の地点から | 206 度 54 分01秒 | 94.71 m の地点 |
| 29 の地点 | 28 の地点から | 296 度 54 分01秒 | 43.85 m の地点 |

（3）面積
（第1工区）
852．90平方メートル
（第2 工区）
4，947．10平方メートル
（第3 工区）
4，352．34平方メートル
（合計）
10，152．34平方メートル
3 埋立てに関する工事の施行区域
（1）位置
（全体）
廿日市市宮島口一丁目9097番3，9097番1，2621番1，2621番3，2619番11及び2618番 4 の地内並びに9097番3，2621番3及び2618番1の地先公有水面
（第1工区）
廿日市市宮島口一丁目2621番 1，2621番 3，2619番11及び2618番4の地内並びに2621番3の地先公有水面
（第2 工区）
廿日市市宮島口一丁目9097番3，9097番1，2621番1，2621番3及び2619番11の地内並びに9097番3及び2621番3の地先公有水面
（第3 工区）
廿日市市宮島口一丁目9097番3，9097番1，2621番3及び2618番4の地内並びに9097番3，2621番3及び2618番1 の地先公有水面
（2）区域
（全体）
次の各地を順次に結んだ線及びアの地点とニの地点を結んだ線により囲まれた区域

| アの地点 | 基点から | 341 度 18 分 50 秒 | $3,853.98 \mathrm{~m}$ の地点 |
| :--- | :--- | ---: | ---: |
| イの地点 | アの地点から | 46 度 40 分 04 秒 | 83.78 m の地点 |
| ウの地点 | イの地点から | 115 度 00 分 59 秒 | 241.85 m の地点 |
| エの地点 | ウの地点から | 205 度 00 分 00 秒 | 440.00 m の地点 |
| オの地点 | エの地点から | 295 度 01 分 03 秒 | 235.99 m の地点 |
| カの地点 | オの地点から | 25 度 01 分 07 秒 | 31.75 m の地点 |
| キの地点 | カの地点から | 359 度 59 分 15 秒 | 9.24 m の地点 |
| クの地点 | キの地点から | 33 度28分 49 秒 | 14.55 m の地点 |
| ケの地点 | クの地点から | 294 度 33 分 44 秒 | 2.09 m の地点 |


| コの地点 | ケの地点から | 347 度 10 分 32 秒 | 34.13 m の地点 |
| :--- | :--- | :--- | ---: |
| サの地点 | コの地点から | 256 度 20 分 38 秒 | 3.18 m の地点 |
| シの地点 | サの地点から | 347 度 19 分 32 秒 | 18.96 m の地点 |
| スの地点 | シの地点から | 336 度 58 分 01 秒 | 11.14 m の地点 |
| セの地点 | スの地点から | 347 度 13 分 41 秒 | 38.82 m の地点 |
| ソの地点 | セの地点から | 347 度 26 分 24 秒 | 11.71 m の地点 |
| 夕の地点 | ソの地点から | 347 度05分 24 秒 | 17.35 m の地点 |
| チの地点 | 夕の地点から | 321 度 24 分 27 秒 | 4.12 m の地点 |
| ツの地点 | チの地点から | 296 度14分 28 秒 | 5.14 m の地点 |
| テの地点 | ツの地点から | 27 度09分 22 秒 | 189.47 m の地点 |
| トの地点 | テの地点から | 127 度02分 38 秒 | 15.01 m の地点 |
| ナの地点 | トの地点から | 129 度 18 分 21 秒 | 1.48 m の地点 |
| 二の地点 | ナの地点から | 146 度00分 37 秒 | 1.33 m の地点 |

（第1工区）
次の各地点を順次結んだ線及びヌの地点とソの地点を結んだ線により囲まれた区域

| 又の地点 | 基点から | 338 度 33 分 18 秒 | $3,744.38 \mathrm{~m}$ の地点 |
| :--- | :---: | ---: | ---: |
| ネの地点 | ヌの地点から | 77 度07分 35 秒 | 14.86 m の地点 |
| ノの地点 | ネの地点から | 166 度 57 分 13 秒 | 36.68 m の地点 |
| 八の地点 | ノの地点から | 116 度 54 分 02 秒 | 24.13 m の地点 |
| ヒの地点 | ハの地点から | 206 度 54 分 02 秒 | 49.57 m の地点 |
| シの地点 | ヒの地点から | 347 度 19 分 13 秒 | 11.80 m の地点 |
| スの地点 | シの地点から | 336 度 58 分 01 秒 | 11.14 m の地点 |
| セの地点 | スの地点から | 347 度13分 41 秒 | 38.82 m の地点 |
| ソの地点 | セの地点から | 347 度26分 24 秒 | 11.71 m の地点 |

（第2工区）
次の各地点を順次結んだ線及びフの地点とツの地点を結んだ線により囲まれた区域

| フの地点 | 基点から | 339 度 33 分 43 秒 | $3,816.35 \mathrm{~m}$ の地点 |
| :--- | :--- | :--- | ---: |
| ヘの地点 | フの地点から | 116 度 54 分 00 秒 | 67.85 m の地点 |
| ハの地点 | への地点から | 206 度 54 分 00 秒 | 116.18 m の地点 |
| ノの地点 | ハの地点から | 296 度 54 分 02 秒 | 24.13 m の地点 |
| ネの地点 | ノの地点から | 346 度 57 分 13 秒 | 36.68 m の地点 |
| ヌの地点 | ネの地点から | 257 度07分 35 秒 | 14.86 m の地点 |
| タの地点 | ヌの地点から | 342 度08分 36 秒 | 0.44 m の地点 |
| チの地点 | タの地点から | 321 度 24 分 27 秒 | 4.12 m の地点 |
| ツの地点 | チの地点から | 296 度 14 分 28 秒 | 5.14 m の地点 |

（第3 工区）

次の各地点を順次結んだ線及びアの地点と二の地点を結んだ線により囲まれた区域

| アの地点 | 基点から | 341 度 18 分 50 秒 | $3,853.98 \mathrm{~m}$ の地点 |
| :--- | :--- | ---: | ---: |
| イの地点 | アの地点から | 46 度 40 分 04 秒 | 83.78 m の地点 |
| ウの地点 | イの地点から | 115 度 00 分 59 秒 | 241.85 m の地点 |
| エの地点 | ウの地点から | 205 度 00 分 00 秒 | 440.00 m の地点 |
| オの地点 | エの地点から | 295 度 01 分 03 秒 | 235.99 m の地点 |
| カの地点 | オの地点から | 25 度 01 分 07 秒 | 31.75 m の地点 |
| キの地点 | カの地点から | 359 度 59 分 15 秒 | 9.24 m の地点 |
| クの地点 | キの地点から | 33 度 28 分 49 秒 | 14.55 m の地点 |
| ケの地点 | クの地点から | 294 度 33 分 44 秒 | 2.09 m の地点 |
| コの地点 | ケの地点から | 347 度 10 分 32 秒 | 34.13 m の地点 |
| サの地点 | コの地点から | 256 度 20 分 38 秒 | 3.18 m の地点 |
| ヒの地点 | サの地点から | 347 度 19 分 32 秒 | 7.16 m の地点 |
| ヘの地点 | ヒの地点から | 26 度 54 分 01 秒 | 165.75 m の地点 |
| フの地点 | への地点から | 296 54 分 00 秒 | 67.85 m の地点 |
| テの地点 | フの地点から | 27 度09分 21 秒 | 93.90 m の地点 |
| トの地点 | テの地点から | 127 02 分 38 秒 | 15.01 m の地点 |
| ナの地点 | トの地点から | 129 度 18 分 21 秒 | 1.48 m の地点 |
| ニの地点 | ナの地点から | 146 00 分 37 秒 | 1.33 m の地点 |

（3）面積
（第1 工区）
1，566．52平方メートル
（第2 工区）
7，128．32平方メートル
（第3工区）
120，351．41平方メートル
（合計）
129，046． 25 平方メートル
4 埋立地の用途
旅客埠頭用地，緑地
5 出願年月日
平成25年1月23日

